

# 鳥取大学バドミントン部部則

## 第一章 総 則

- 第1条 本クラブは鳥取大学バドミントン部と称し、主管を鳥取市湖山町南4丁目101、鳥取大学内におく。
- 第2条 本クラブは鳥取大学生をもって構成する。
- 第3条 本クラブの卒業生は名誉部員とする。
- 第4条 本クラブは大学における健全なるクラブ活動として、心身の養成、スポーツマンシップの昂揚、バドミントンにおけるプレーの向上、並びに広くバドミントン愛好者との親睦をもって構成する。

## 第二章 入部および退部

- 第5条 本クラブに入部するには入部願書を提出し、役員承認を必要とする。
- 第6条 本クラブを退部するには退部届を提出し、役員承認を必要とする。
- 第7条 本クラブの役員としてあるまじき行為をせる部員に対し、役員は部会の決定（重要事項）により、退部勧告に処する事ができる。

## 第三章 部会及び議決

- 第8条 部会は本クラブの最高機関であり、役員が次の場合に招集するものとする。
- 1；役員または顧問が必要と認めた場合。
  - 2；部員の5分の1が養成した場合。
- 第9条 部会は部員の過半数の出席（10分の1以上の委任状を含む）をもって成立する。
- 第10条 部会には部員の互選により議長団を置く。
- 第11条 一般議決は出席部員（委任状を除く）の過半数をもって成立する。
- 第12条 重要事項の指定は一般議決とし、その議決には部員の3分の2以上の出席（委任状を除く）せる部会において、出席部員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第13条 第8条により第13条において医学部学生は定足数には必要としない。但し、全学部にわたる議案について、その発言権及び議決案はこの限りではない。

## 第四章 役 員

- 第14条 本クラブは次の役員を置く。
- 第1項；主将1名 部員を代表し、会務を執行する。
  - 第2項；副主将1名 主将を補佐し、事故あるいはこれを代行する。
  - 第3項；主務1名 運営事務を取扱い主将並びに副主将を補佐及び代行する。
  - 第4項；会計1名 本クラブにおける経費を総括する。
  - 第5項；医学部連絡役員1名 医学部との連絡を取り扱う。
- 但し、第1項から第5項までの役員につき、必要があれば部会の決定により若干増やす事ができる。
- 第15条 前項の役員は次に示す役員選挙の方法により選出し、任期は1年とする。
- 役員選挙；ある期間立候補受付を行い、立候補者1名の場合は信任投票とし、2名以上の場

合は選挙を行い、立候補のない場合は互選とする。

第16条 役員はクラブの活動方針を明示し、半期に1回以上の活動報告を行わなければならない。

第17条 役員はクラブの活動状況、行事、その他を顧問に報告しなければならない。

第18条 役員の罷免は重要事項とする。

## 第五章 会 計

第19条 本クラブの経費は学生自治会予算、部費、その他を顧問に報告しなければならない。

第20条 学生自治会予算外の次の経費は、個人の負担を持って原則とする。

第1項；部費

第2項；各種連盟登録費

第3項；各種行事経費

第4項；その他

但し、第1項において、未納金が1万円に達したら、勧告を出す。また、OB会については2年間に支払う。それがない場合は本人に知らせる。

第21条 会計は半期に1回以上の会計報告を行わなければならない。

第22条 本クラブの会計年度は役員任期に準ずる。

## 第六章 行 事

第23条 本クラブは次の行事を行う。

第1項；大会参加

第2項；新入生歓迎会

第3項；送別会

第4項；部員名簿発行

第5項；その他

## 第7章 顧 問

第24条 本クラブには鳥取大学教員により顧問を設ける。

第1項；部長（監督） 本クラブを代表し、会務を総理する。

第2項；各学部顧問

## 第8章

第25条 本規約の改正及び廃棄は重要事項とする。

第26条 医学部における細則は別にこれを定める。

第27条 本規約は昭和62年5月1日より施行する。